ロ　短期格付の場合

信用リスク区分	7―1	7―2	7―3	7―4
［略］				
S&Pグローバル・レーティング	［略］			
［略］				

七　内部格付手法における証券化エクスポージャー

イ　長期格付の場合

信用リスク区分	S&Pグローバル・レーティング
8―1	［略］
8―2	
8―3	
8―4	
8―5	
8―6	
8―7	
8―8	
8―9	
8―10	
8―11	
8―12	
［略］	

ロ　短期格付の場合

信用リスク区分	7―1	7―2	7―3	7―4
［略］				
S&Pグローバル・レーティング	［略］			
［略］				

ロ　短期格付の場合

信用リスク区分	7―1	7―2	7―3	7―4
［同上］				
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	［同上］			
［同上］				

七　内部格付手法における証券化エクスポージャー

イ　長期格付の場合

信用リスク区分	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ
8―1	［同上］
8―2	
8―3	
8―4	
8―5	
8―6	
8―7	
8―8	
8―9	
8―10	
8―11	
8―12	
［同上］	

ロ　短期格付の場合

信用リスク区分	7―1	7―2	7―3	7―4
［同上］				
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	［同上］			
［同上］				

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。